

社会福祉施設等の耐災害強化対策

(耐震補強整備及びブロック塀等補強・改修整備)について

令和2年12月11日に閣議決定された国の『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づき、引き続き社会福祉施設等の耐震化対策や安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備が求められています。

社会福祉施設等の耐震化

■新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物のうち、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていない建物については、耐震補強整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

■賃貸等で建築年度や耐震補強の実施状況が不明な場合は、家主等に確認するなどし、把握に努めてください。

安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備

■『ブロック塀等の点検基準』(次頁)を参考に安全点検を実施してください。

■点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等については、速やかに付近通行者への注意表示などを行ってください。併せて、補強・改修整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

国庫補助制度等の活用について

■耐震補強整備やブロック塀等の補強・改修整備は、国庫補助制度の対象となります。補助協議を検討される場合は、お早めに子ども福祉課子ども発達支援係 電話：052-972-3187)までご相談ください。

◆国庫補助制度を活用した本市の補助制度について(令和4年度整備協議分)

〔耐震補強整備〕

対 象：新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物における地震防災対策上必要な耐震補強整備

補助率：国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

〔ブロック塀等補強・改修整備〕

対 象：安全点検の結果、問題のあるブロック塀の工事を伴う補強・改修整備で、総事業費 300 千円以上のもの

補助率：国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

住宅都市局の助成制度について

■名古屋市住宅都市局においても、耐震化やブロック塀の撤去に関する以下の助成制度があります。ご活用ください。

〔耐震化関係〕

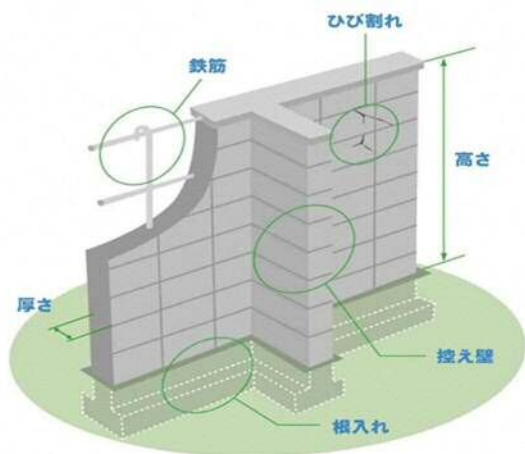
- ・耐震相談員派遣制度、耐震診断の助成、耐震改修工事の助成など
(※事業所の建物構造等により対象とならない場合もあります)

〔ブロック塀の撤去〕

- ・道路に面する高さ1m以上のブロック塀等の撤去に対する助成

【問い合わせ先】住宅都市局耐震化支援室（市役所西庁舎3F） 電話：052-972-2921

(参考)ブロック塀等の点検基準



一般的なブロック塀の図

(出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改変)

区分	点検基準	
組積造 ※れんが造、石造、鉄筋のない コンクリートブロック造	高さ	1.2m以下であること
	厚さ	壁頂までの距離の1/10以上であること
	控え壁	4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があること
	基礎	基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
補強コンクリートブロック造	高さ	2.2m以下であること
	厚さ	10 cm以上あること（高さ2m超の場合は15 cm以上）
	控え壁	3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁があること
	基礎	コンクリートの基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
	上記の調査で問題があった場合	(設計図等やブロックの一部取外し等により確認) ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は建築基準法施行令（以下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。 ・鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。 ・基礎の根入れ深さは、令第61条又は第62条の8に照らして適切か。